

杉並第一小学校の改築について

資料 4

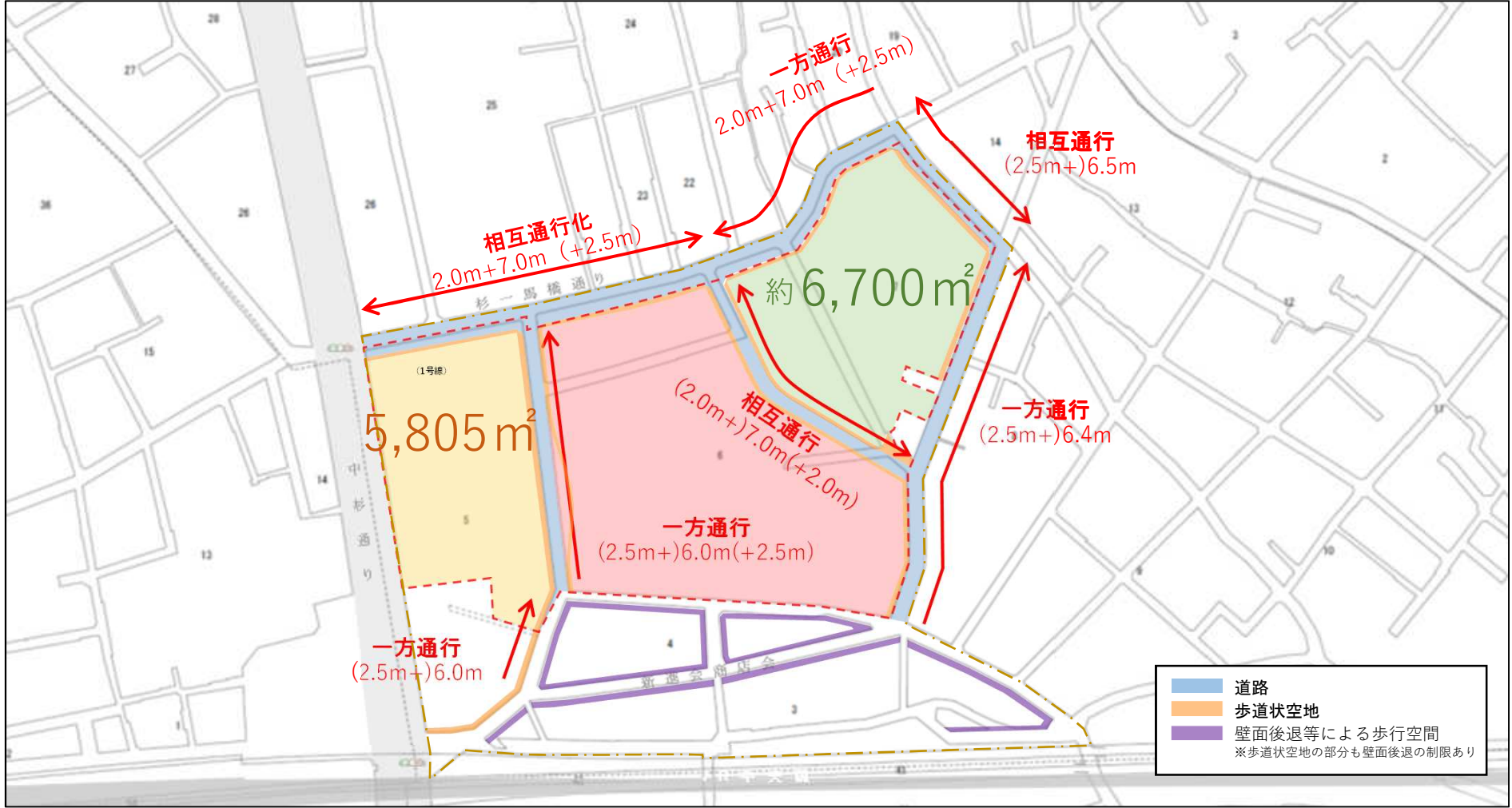
1. 学校の移転・改築について

杉並第一小学校は、土地区画整理事業等により周辺の道路整備を行った上で、移転後の総合病院跡地に移転・改築します。

<土地区画整理事業による土地の区画形質の変更>



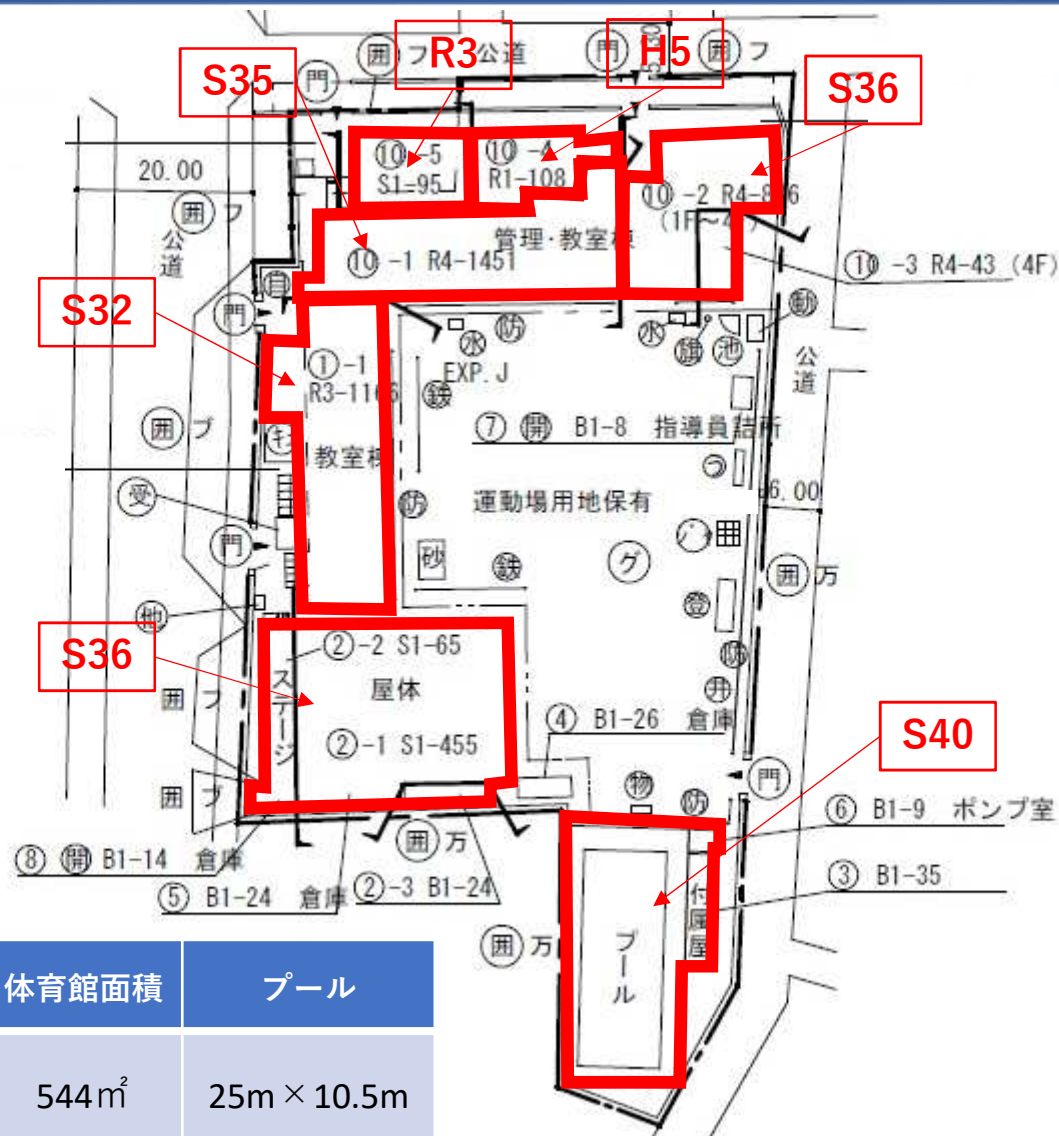
2. 土地区画整理事業・地区計画による道路・歩道の整備



3. 現校舎の状況・沿革

<沿革>

- 明治 8 年 公立桃園学校第一番分校
として開校
- 昭和 22 年 杉並区立杉並第一小学校と改称
- 昭和 32 年 西校舎完成
- 昭和 36 年 北校舎・体育館完成
- 昭和 40 年 プール完成
- 平成 23 年 校舎耐震補強工事完了
- 令和 3 年 給食室減増築工事

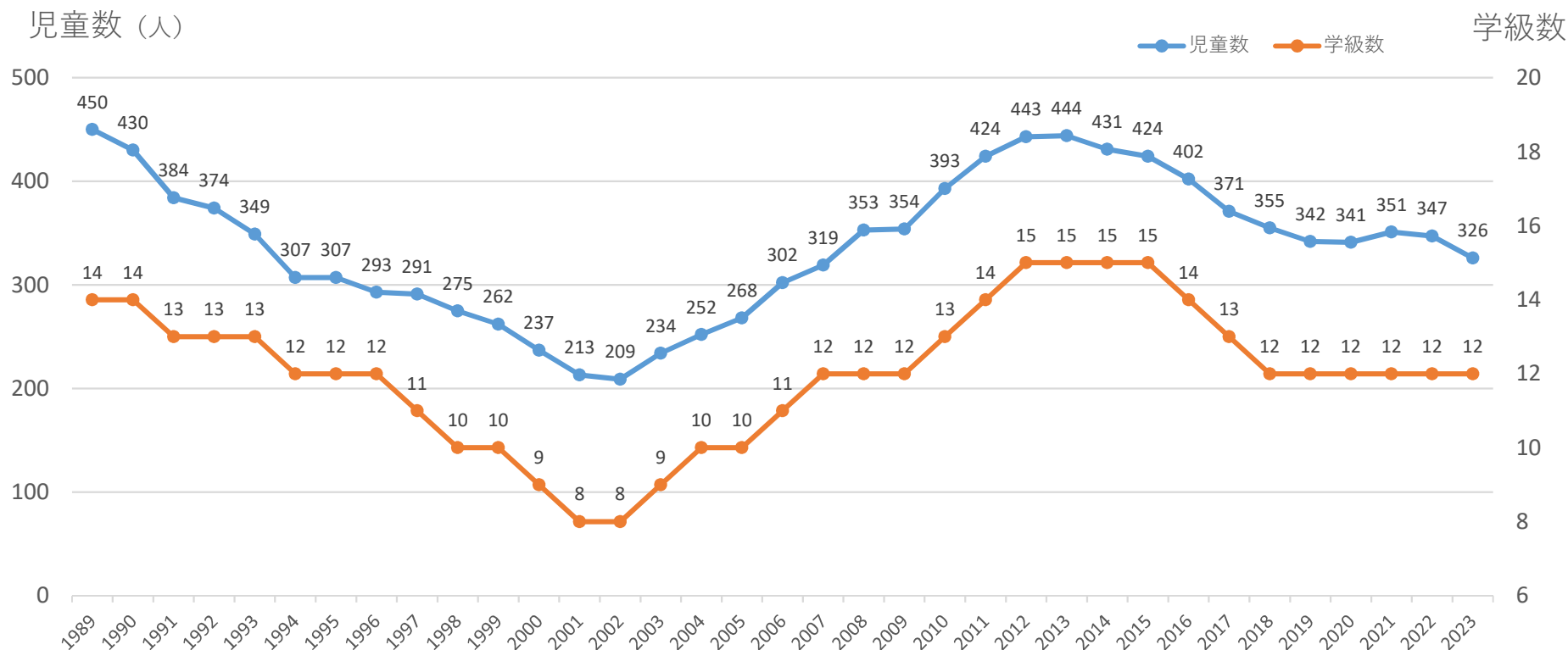


<現在の校舎規模等>

	敷地面積	校舎面積	運動場面積 (有効)	体育館面積	プール
杉一小	5,805㎡	3,788㎡	約1,800㎡	544㎡	25m × 10.5m
区内小学校 平均	9,345㎡	5,520㎡	約4,300㎡	745㎡	—

4. 児童数・学級数

< 児童数・学級数の推移 > ※平成以降



< 今後の児童数・学級数の見込み >

[令和5年11月時点見込み]

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
児童数	302	305	299	292	285
学級数	12	12	12	12	12

【参考1】 改築に係る経緯について

①平成26年（2014年）3月 区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プランの策定

～杉一小の改築に合わせ、阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会機能の集約を基本に移転・複合化する取組を計画化

②平成27年（2015年）7月～平成28年（2016年）2月
杉並区立杉並第一小学校改築・複合化検討懇談会開催（7回）

③平成28年（2016年）3月
杉並第一小学校等複合施設整備に係る基本構想・基本計画策定

A案（現地改築）

④平成28年（2016年）8月
病院とけやき屋敷の地権者から、病院のけやき屋敷への移転改築の意向が区に示される

⑤平成29年（2017年）5月 「杉並第一小学校等施設整備等方針」策定

B案（移転改築）

⑥令和5年（2023年）8月～12月
「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりを振り返る会」などの対話の取組

⑦令和6年（2024年）1月 区長メッセージ（動画等）

【参考2】移転改築計画(B案)への見直し時の決定事項

(学校関連)

<総括>

○多角的な比較考察を行い、熟慮を重ねた結果、A案より約1,000㎡広い敷地面積を確保でき、A案と同規模の地上校庭の整備が可能になるなど、将来に向けた教育環境の向上が見込まれることに加え、首都直下地震発生の切迫性を踏まえ、震災時に甚大な被害が想定されるこの地域の防災性の向上という喫緊の課題に対し、具体的な時期を見通し、早期に対応できるとともに、土地利用の見直しによる民間と連携したにぎわいの創出を図ることができることなどを総合的に考慮し、全体最適・長期最適の観点から「B案」を整備方針とする。

<杉一小について>

これまでの経緯等を踏まえ、次に掲げる3点に取り組む。

- ①現在の施設・設備については、学校及び保護者の意見・要望等を尊重しつつ、老朽化対策及び時代の変化に対応したパソコンネットワークの環境整備などを盛り込んだ長寿命化改修計画を策定する。同計画の実施に当たっては、改修に伴う児童への影響を最小限に止めるものとする。
- ②移転・改築後の学校の敷地面積については、教育環境の更なる向上と校庭が災害時の貴重なオープンスペースになること等を考慮し、より広い面積が確保できるよう、地権者等との協議・調整を図る。
- ③学校の移転・改築に当たっては、A案の「整備コンセプト」・「整備方針」を可能な限り継承することとし、杉並第一小学校の教育活動上の特色を踏まえた音楽室機能の充実等が図れる施設・設備を計画する。

【参考3-1】 現地改築計画(A案)整備コンセプト/整備方針

<整備コンセプト>

子どもたちが健やかに育ち、多世代のつながりを育む 「協奏する学び舎」 ～阿佐谷地域の新たな学びと交流・文化の拠点～

子どもたちと地域の様々な人々がかかわりあいながら、子どもたちの健やかな成長を支え、地域の多世代の人々が様々な交流、地域コミュニティ活動、産業振興活動、文化活動を通して、地域のきずなを育み、新たな時代を拓いていく、「学びと交流・文化の拠点」となる機能を備えた施設を整備します。

杉並第一小学校と新たな区民施設が有機的につながり、協奏しながら、阿佐谷のまちを創る拠点づくりを目指します。



【参考3-2】 現地改築計画(A案)整備コンセプト/整備方針

< 整備方針(杉一小部分) >

杉並区内で一番長い歴史・伝統を継承、発展させるとともに、地域の教育力に支えられた特色ある教育活動を踏まえながら、将来を見据えた教育環境の向上を図ります。

◆多様な教育に対応できる学習環境の整備

- 一斉指導、ティームティーチング(TT)、個別・少人数指導、グループ学習など、多様な学習形態に柔軟に対応できる施設とします。
- ICT教育環境、校内情報ネットワーク、ラーニングセンター機能の充実など、「調べる」「学ぶ」「発表する」といった一連の学習が効果的に行える教育環境の充実を図ります。
- 複合施設の機能を可能な限り有効に活用することで、学校教育活動の幅が広がり、質が高まる施設づくりを行います。
- 子どもたちの体力向上が促進できるよう、現状と同等以上の校庭面積を確保するとともに、体を動かす場所として活用できる施設を充実していきます。
- 音楽室機能の充実を図るとともに、区民施設に設置されるホールと隣接するエリアに集約する施設づくりを行い、杉一小ジュニアバンドの活動を支えるとともに、阿佐谷ジャズストリートのパブリック会場としての使用を想定した施設・機能を整備します。

◆安全・安心で、快適に過ごせる学習・生活空間の整備

- 学校の教室、諸施設等は低層階に配置し、児童の教室間移動の動線に配慮した学校づくりを行います。
- 不審者の侵入防止などの安全対策を十分に講じるとともに、多様な利用者が複合施設を利用することに伴う適切な動線計画に配慮した施設整備を行います。
- 子どもから高齢者まで多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた学校とします。
- 自然採光や通風などを積極的に取り入れ、太陽光発電等自然エネルギーの活用も図ることにより、エネルギー消費量を削減し、自然環境に配慮した環境教育に資する学校とします。
- 子どもたちの放課後等における健全育成環境の一層の充実を図るため、阿佐谷児童館内学童クラブを学校内に移設するとともに、小学生の放課後等の居場所事業(放課後子ども教室)と連携して、学童クラブ利用児童と他の小学生の交流機会が確保できるよう必要な環境整備を行います。

◆地域に開かれた学校づくり

- 地域の方々とのかかわりを深めながら、地域の力を最大限に生かした教育活動が進展するよう、施設機能が十分に発揮される学校とします。
- 学校の教育活動や子どもたちの放課後の過ごし方等に支障がない範囲で、地域の方々が利用できる学校施設とします。
- 災害時の地域の避難・復旧拠点として、必要となる防災機能が十分に発揮される施設とします。

【参考4】 杉並区教育ビジョン2022

私たちが大切にしたい教育

みんなのしあわせを創る 杉並の教育

「みんなが共に教育を創る」=子どもも大人もすべての人が教育の当事者

共に尊重し、大切にしたいこと

学び合い、信頼をつくり、
共に生きる

ちがいを認め合い、
自分らしく生きる

誰もが社会の
創り手として生きる

一人ひとりが教育の当事者として心がける視点

1

子どもの
思いを
尊重する

2

ちがいを
受け
入れる

3

対話を
大切に
する

4

学びの
成果を
贈り合う

5

社会を創る
当事者として
考える

学び合い

教え合い

かかわり合う

教育行政の取組の方向性

「人生100年時代」を
自分らしく
いきいきと生きるための
学びを支援する

学びを通して
誰一人取り残されない
社会を実現するための
条件と環境を整える

教育の当事者が増え、
学びの成果の
贈り合いが広がるよう
支援する

生涯にわたり誰もが学び合うことができるよう、身近な学校や社会教育施設を豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、これまで以上に活用していきます。

【参考5】 杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)(R3.3)

(1) 学校施設の老朽化

区内の学校は、平成23年度までに耐震化が完了したものの、昭和30年代から40年代にかけて児童・生徒の急増と校舎の不燃化対策を目的として建築されたものが多く、学校全体の5割以上が築50年を経過し、老朽化による施設の更新時期を迎えています。

(2) 学校施設の改築・改修経費

学校施設整備経費の直近10年間で支出した改築・改修経費の推移は、平成22年度における63.9億円が最大となっており、平成30年度においても63.7億円となっています。条件によって経費が異なりますが、年々、費用が増加傾向にあります。

(3) 将来を見据えた教育環境の確保

- ・安全・安心で、快適に過ごせる学習・生活空間の整備
- ・多様な教育に対応できる学習環境の整備
- ・地域の拠点となる開かれた学校づくり
- ・将来転用可能な柔軟性のある施設づくり

(4) 建物標準規模

標準建物面積について、現況、国の指針との比較を踏まえ、小・中学校をそれぞれ18学級、12学級とした場合、小学校を8,000㎡と中学校を7,800㎡と定めていましたが、これを7,200㎡、中学校は7,500㎡に改めました。

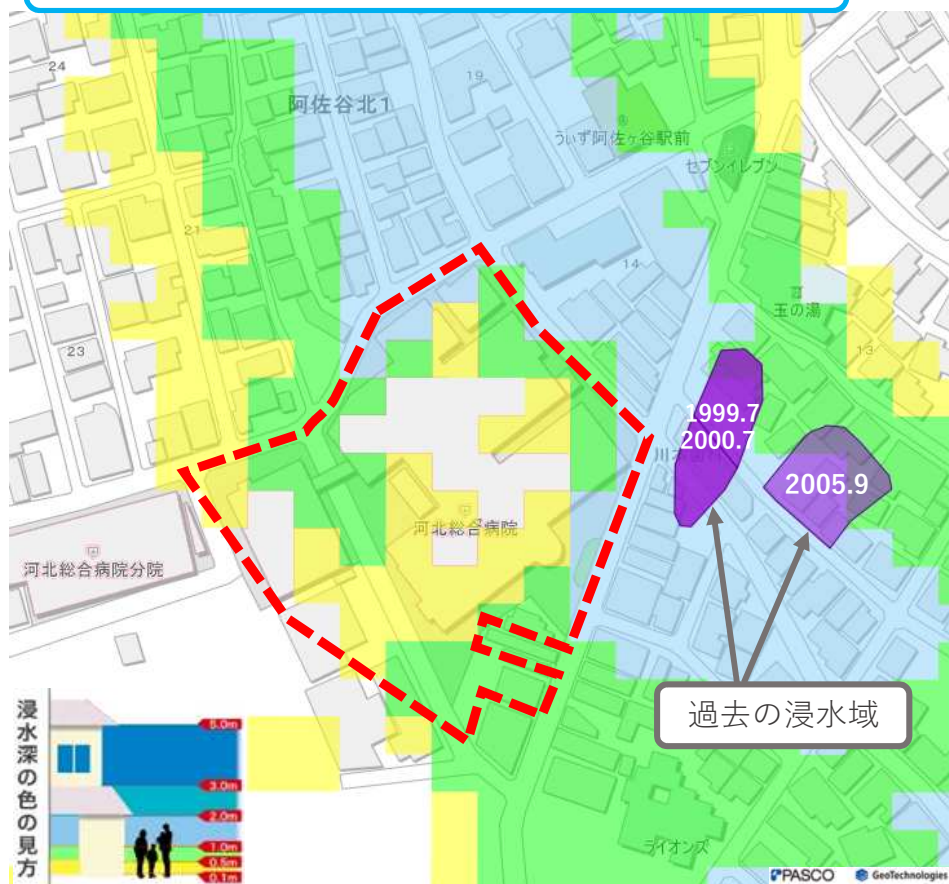
【参考6】 小学校改築に係る主な意見(懸念事項のご指摘)

土壌汚染対策

病院法人の負担で土壌汚染調査・対策を実施することが協定に明記されています



水害ハザードマップ 昭和56年～令和4年



近隣住環境との調和

音楽室等の防音対策や、道路拡幅による離隔拡大をとおして音への対策に努めていきます。

